

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年６月２９日

飯田国道事務所長 松枝 真吾

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局飯田国道事務所の令和８年度飯田維持管内維持修繕工事に関する公示である。

対象となる維持修繕工事は、飯田国道事務所飯田維持出張所が管理する国道１５３号及び国道４７４号の日常的な施設管理を目的としており、２４時間体制で突発的な緊急対応や台風・地震時などの異常気象時に作業を行う体制の構築を求めるものである。

よって、本維持修繕工事は、前年度の当該地域における直轄国道の維持修繕工事受注者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本維持修繕工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、３．の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

２．工事概要

(１) 工事件名 令和８年度 飯田維持管内維持修繕工事

(２) 施工範囲 飯田国道事務所飯田維持出張所管内

なお、施工範囲は別図を参照のこと。

(３) 作業内容 飯田国道事務所飯田維持出張所管内の維持修繕工事を行うこと。

国道１５３号（長野県下伊那郡根羽村日面～飯田市鼎東郷 L=49.3km）

国道４７４号（長野県飯田市山本～飯田市上村程野 L=19.8km）

道路清掃工１式、緑地管理工１式、道路巡回工１式、舗装維持工１式、排水構造物工１式、縁石工１式、雑工１式、標識工１式、区画線工１式、道路照明設備工１式、防護柵工１式、防止柵工１式、道路附属施設工１式、道路土工１式、法面工１式、応急復旧処理工１式、災害応急対策工１式、機械運転工１式、道路構造物補修工１式、車道舗装工１式、歩道舗装工１式、落石雪害防止工１式、冬期対策施設工１式、石・ブロック積（張）工１式、トンネル補修工１式、仮設工１式、構造物撤去工１式、交通安全施設工１式、材料費１式、除雪工１式

なお、詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。

(４) 工 期 契約締結の翌日から令和９年１１月３０日

(5) 試行等 本工事は、別表 1 に示す試行等の対象工事である。

3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

②中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度の維持修繕工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和 7・8 年度一般競争参加資格の再認定を受けていること）

なお、地域維持型建設共同企業体（以下「地域 JV」という。）で競争に参加しようとする者は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 5 年 1 月 6 日付け中部地方整備局長）に示す地域 JV としての資格の申請を一般競争入札に移行後において競争参加資格確認申請書の提出期限までに申請し、開札の時までに認定を受けていること。

ただし、本工事について、同一の企業が、単体、経常建設共同企業体又は地域 JV のいずれかの形態をもって同時に入札参加することは認めない。

③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。
なお、当該工種とは、22 工種の各工種区分をいう。

⑥ 「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

飯田国道事務所に係る以下の業務

- ・令和 8 年度 飯田維持管内工事監督支援業務
（一般社団法人 パブリックサービス）
- ・令和 7 年度 飯田国道管内技術審査業務
（一般社団法人 パブリックサービス）
- ・令和 8 年度 飯田国道管内管理積算技術業務
（令和 8 年度 飯田国道管内管理積算技術業務 PS・技建開発設計共同体）
- ・令和 8 年度 飯田国道資料作成業務

(令和 8 年度 飯田国道資料作成業務 PS・拓進工営設計共同体)
・令和 8 年度 飯田国道技術資料作成業務
(技研開発株式会社)

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から 4)までに掲げる者に準ずる

者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。

また、経常建設共同企業体及び地域 JV として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。

長野県：飯田市、伊那市、駒ヶ根市、塩尻市、上伊那郡内、下伊那郡内、木曾郡内

ただし、上記に示す区域に所在するものが支店又は営業所である場合は、長野県内に本店が所在すること。

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

①平成 23 年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、地域 JV 以外の場合は出資比率が 20%以上の場合のもの、地域 JV の場合は出資比率 10%以上のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

経常建設共同企業体及び地域 JV にあつては、いずれかの構成員が、平成 23 年度以降に元請けとして以下に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

同種工事：供用中の道路における交通規制（通行止めを除く）を伴う経常的な維持作業（工事）の施工実績

(3) 配置予定技術者について

①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に配置できること。

1) 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。な

お、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・ 1 級建設機械施工管理技士の資格を有する者
 - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。（旧選択科目の「農業土木」でも可））、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」（旧選択科目の「農業土木」でも可）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者
 - ・ 以降に記載する 2）に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業 7 業種以外の 22 業種の場合）
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ・ 1 級土木施工管理技士又は 1 級建設機械施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から 6 ヶ月以内に限る。）
- 2）主任技術者を配置する場合は、1）に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
- ・ 2 級土木施工管理技士（種別一土木）の資格を有する者
 - ・ 2 級建設機械施工管理技士（第 1 種～第 6 種）の資格を有する者
 - ・ 登録基幹技能者講習を修了した者（「国土交通省告示第 435 号（平成 30 年 3 月 15 日）最終改正：令和 6 年 3 月 25 日号外 国土交通省告示第 224 号」を参照）
 - ・ 建設業に係る建設工事（維持修繕工事）について、土木工学、都市学、衛星工学、交通工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。
 - a. 高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）
専修学校専門課程 5 年以上
 - b. 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）
専門士 3 年以上
 - c. 大学（旧大学令による大学を含む）
高度専門士 3 年以上
 - ・ 建設業に係る建設工事（維持修繕工事）に関し 10 年以上実務の経験を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（「建設業法施行規則第 7 条の三」及び「国土交通省告示第 1424 号（平成 17 年 12 月 16 日）最終改正：令和 5 年 5 月 12 日号外 国土交通省告示第 520 号」を参照）
 - ・ 2 級土木施工管理技士又は 2 級建設機械施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から 6 ヶ月以内に

限る。)

- ②同一の者が上記(2)に掲げる工事(平成23年度以降の実績でなくても良い)の経験を有する者であること(品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。)(共同企業体の構成員としての経験は、地域JV以外の場合は出資比率が20%以上のもの、地域JVの場合は出資比率10%以上のものに限る(乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。))。)

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。(工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。)

経常建設共同企業体にあつては、一人で(3)①1)の基準を満たし、上記(2)に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、配置できること。残りの構成員においては上記の(3)①1)の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記(3)①1)の基準を満たし、上記(2)の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

また、地域JVにあつては、構成員のうちの1社が(3)①の基準を満たし、上記(2)に掲げる同種又は類似工事の実績を有する配置予定技術者を当該工事に配置できるとともに、その他の構成員も配置予定技術者を当該工事に配置できること。なお、制度運用については次のとおりとするが、専任特例を活用する場合と、特定営業所技術者及び営業所技術者が職務を兼ねる場合は、専任を求めない。

(a) 甲型の地域JVの場合

- 一 下請契約の額が5,000万円未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置しなければならない。また、請負金額が4,500万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- 二 下請契約の額が5,000万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者を設置しなければならない。その他の構成員は主任技術者を設置しなければならない。また、設置された監理技術者及び主任技術者は専任でなければならない。
- 三 上記第1号又は第2号の規定にかかわらず、次に掲げる構成員(代表者でなくても可とする)が監理技術者(監理技術者の設置を要しない場合は主任技術者)を専任させる場合は、その他の構成員が設置する配置予定技術者は専任を求めない。

イ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合

土木工事業の許可を有し、中部地方整備局における令和7・8年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けて

いる構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者

ロ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含まない場合

土木工事業の許可（構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可）を有し、発注工事に対応した中部地方整備局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の工事種別（以下「工事種別」という。）において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）のうちいずれかの者

（b）乙型の地域JVの場合

一 分担工事に係る下請契約の額が5,000万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。なお、分担工事に係る請負金額が4,500万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。

二 分担工事に係る下請契約の額が5,000万円以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。

また、設置された監理技術者は専任でなければならない。

（c）配置予定技術者の専任期間

地域JVが、配置予定技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は要しない。

ただし、発注者と地域JVの間で専任を要しない期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）があること。

なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなす。

④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号」という。）の配置は認めない。

（4）技術力に関する要件

① 気象状況などにより、交通障害の発生の恐れがある場合には、夜間及び土日祝祭日でも作業の指示を行うため、必要とする機材・人員の確保ができる体制を構築できるもの。また、監督職員から指示を受けた後、概ね1時間以内に作業の出

発できる体制を構築できる者であること。

- ②除雪用建設機械の取り扱いを行った実績がある技術者（操作担当者）について、本業務で無償貸与する建設機械台数分の人員を準備できる者であること。なお、使用する予定の建設機械及び台数は9台（うち大型特殊免許3台）とする。

除雪トラック：1台（大型免許）

除雪グレーダ：2台（大型特殊免許）

除雪ローダ：1台（大型特殊免許）

凍結防止剤散布車（プラウ付き）：5台（大型免許）

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒395-0024 長野県飯田市東栄町3350

飯田国道事務所 経理課

電 話：0265-53-7201、メールアドレス：cbr-keiikok@mlit.go.jp

②技術関係

〒395-0024 長野県飯田市東栄町3350

飯田国道事務所 管理第二課

電 話：0265-53-7206、メールアドレス：cbr-k2-densi@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和8年6月29日（月）から令和8年7月9日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで）

交付場所：上記(1) ②に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年7月9日（木） 12時00分

提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和8年7月3日（金） 16時00分

提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回 答 日：令和8年7月6日（月）、7日（火）の2日間

回答方法：上記(1) ②において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和8年7月14日（火）

実施場所：上記(1) ②に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和8年7月15日（水）

通知方法：電子メールによる。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。
- (3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

別表1 試行工事等一覧

当該工事は、以下に示す試行等の対象工事である。

1	総価契約単価合意方式	本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。 本方式の実施方式としては、 (ア) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式） (イ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、「包括的単価個別合意方式希望書」（様式については中部地方整備局ホームページ(https://www.cbr.mlit.go.jp)「入札・契約情報」－「契約書様式」－「総価契約単価合意方式」参照)を提出するものとする。 その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
2	出来高部分払方式	本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
3	契約後V E方式	本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の対象工事である。
4	電子入札システム	本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
5	生産性向上チャレンジ	本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
6	ISO9001 認証取得を活用した監督業務	本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。
7	間接工事費の実績変更方式	間接工事費の実績変更方式の試行 ① 共通仮設費（率分）の実績変更 本工事は、共通仮設費（率分）のうち、「運搬費」・「安全費」（以下、共通仮設費（率分）の実績変更）について、最終精算変更時にその金額を実績により変更することが出来る「共通仮設費（率分）の実績変更方式」の試行工事である。 ②地域外からの労働者確保に要する間接費の実績変更 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の以下に示す費用（以下、実績変更対象費）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえ最終精算変更時点で設計変更することが出来る試

		行工事である。 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
8	熱中症対策に資する現場管理費の補正	本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
9	少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算計上	本工事は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行工事である。
10	建設工事に係る資材の再資源化等	本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

中部地方整備局

般国道

五三号

自長野県下伊那郡桐生村

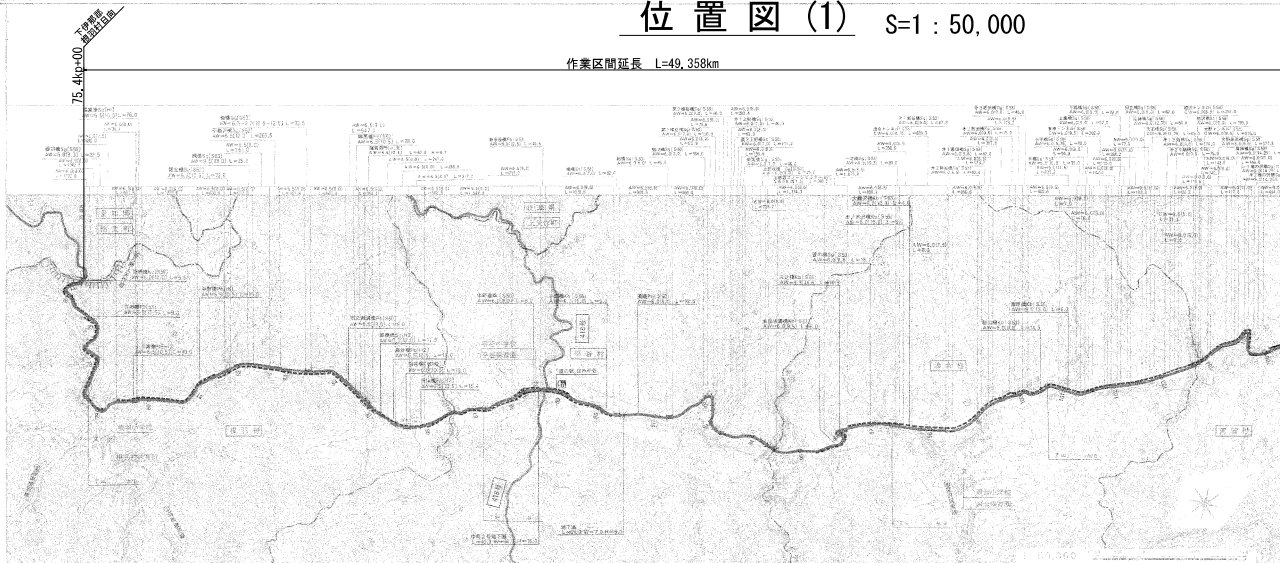
概図

飯田国道事務所
NO1

この図は、飯田国道の概図を示す。この図は、飯田国道の概図を示す。この図は、飯田国道の概図を示す。

位置図(1) S=1 : 50,000

作業区間延長 L=49,358km



中部地方整備局

般国道

五三号

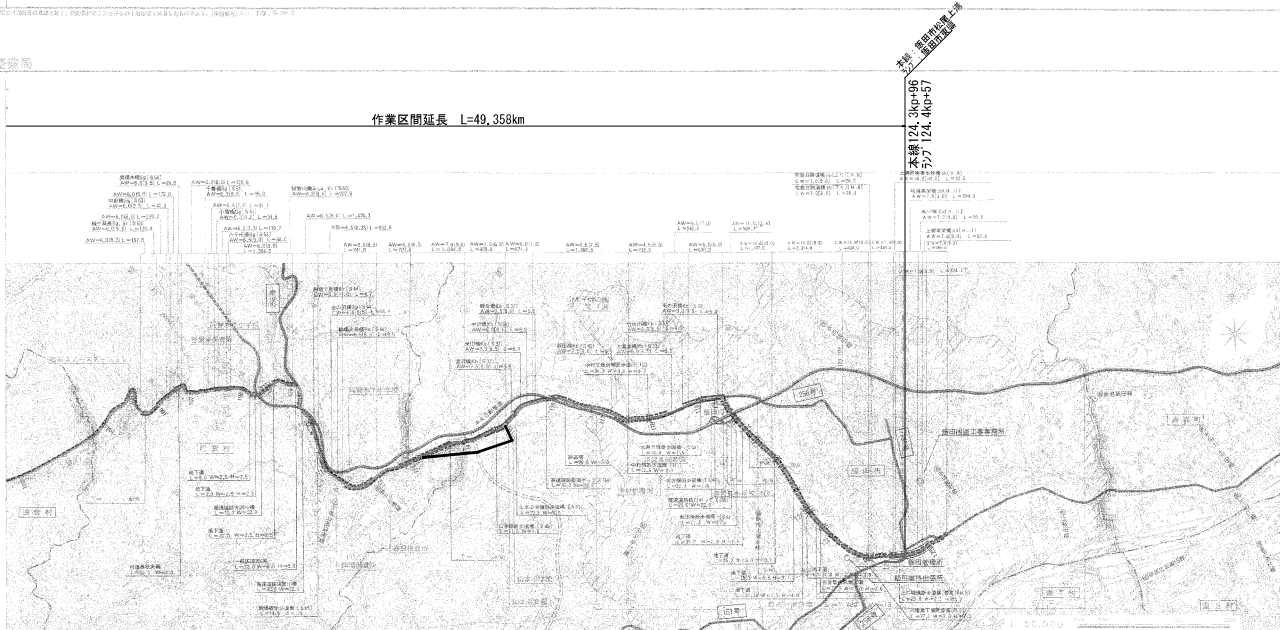
自長野県下伊那郡桐生村

概図

飯田国道事務所
NO2

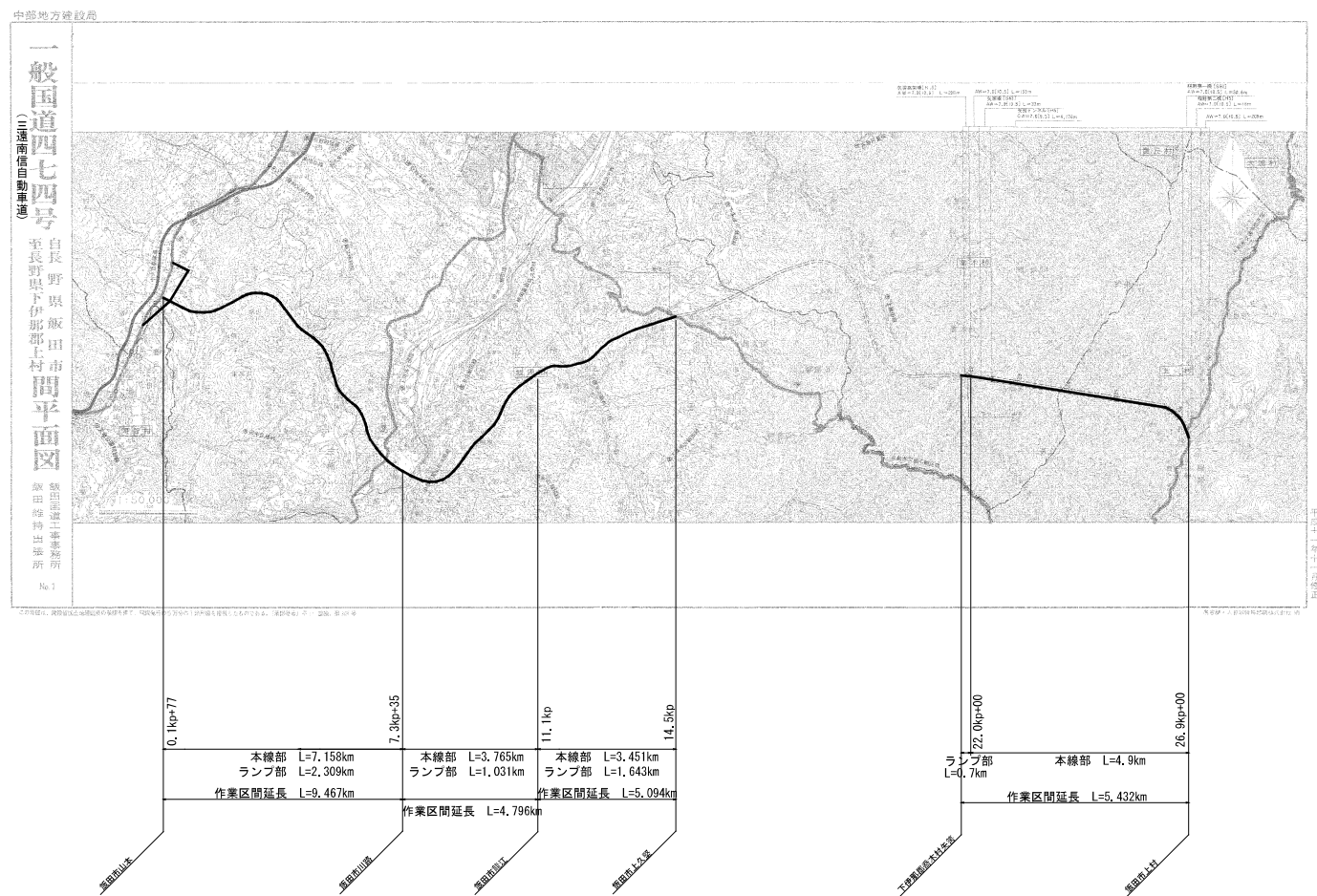
この図は、飯田国道の概図を示す。この図は、飯田国道の概図を示す。この図は、飯田国道の概図を示す。

作業区間延長 L=49,358km



工事名	令和8年度 飯田維持管内維持修繕工事		
図面名	位置図(1)		
作成年月日			
縮尺	S=1 : 50,000	図面番号	20
発注者名			
事業者名	飯田国道事務所		

位置図(2) S=1:50,000



工事名	令和8年度 飯田維持管内維持修繕工事		
図面名	位置図(2)		
作成年月日			
縮尺	S=1:50,000	図面番号	2/20
会社名			
事業者名	飯田国道事務所		